

2009年3月16日

東京都議会議員 土屋敬之 殿

同 古賀俊昭 殿

同 田代博嗣 殿

都立七生養護学校「こころとからだの学習」裁判 東京地裁判決に基づく申し入れ書

去る3月12日、東京地裁は七生養護学校「こころとからだの学習」の判決を言い渡しました。被告である貴職の行為に関しては、教育基本法(旧法)第10条1項違反の教育に対する「不当な支配」に当たるとされ、原告である2人の養護教員への賠償が命じられました。つきましては、同判決に基づき下記の通り申し入れます。

記

判決に従い、速やかに賠償金を支払うこと

控訴して指摘された行為の正当性を主張し続け、裁判を長引かせるのではなく、本来の議員活動のための指針とすること

都民に対して違法行為への謝罪をすること

今後、東京の教育のことがらを扱う場合、教育現場の声を広く、深く聞いて、少なくとも慎重な調査に基づく言動をすること

以上

「こころとからだの学習」裁判 原告団

「こころとからだの学習」裁判 弁護団

「こころとからだの学習」裁判を支援する全国連絡会

連絡先：日野市民法律事務所 東京都日野市日野本町3-14-18 谷井ビル4階

Tel：042-587-3590 Fax：042-587-3599